

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県溶接協会（以下「協会」という）定款第8条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規程で定める会費は、次の通りとする。

(1) 会員費（会員） 【年会費】

地区溶接協会所属 3,000円

地区溶接協会所属以外 団体 10,000円 個人 5,000円

(2) 賛助会員費（非会員） 【申込書1枚につき】 3,000円

2 協力会員費（非課税）

(1) 会員は、申込書1枚につき 3,500円とする。

(2) 非会員は、受験申込時に、申込書1枚につき賛助会員費3,000円を加え6,500円を納入する。

(会費の納入)

第3条 会費は毎年、その年の3月末までに一括又は分割して納入しなければならない。

2 賛助会員の会費は、受験申込時に納入しなければならない。

3 申込料金は、評価試験前に定められた日までに納入しないと申込みが無効になる。

(会費の不返還)

第4条 既納の会費は、定款第12条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第5条 本規程第2条で定めた会費の有効期限は、定款第57条に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(規程の改正)

第6条 本規程の改正は、協会総会の審議を経て行うことができる。

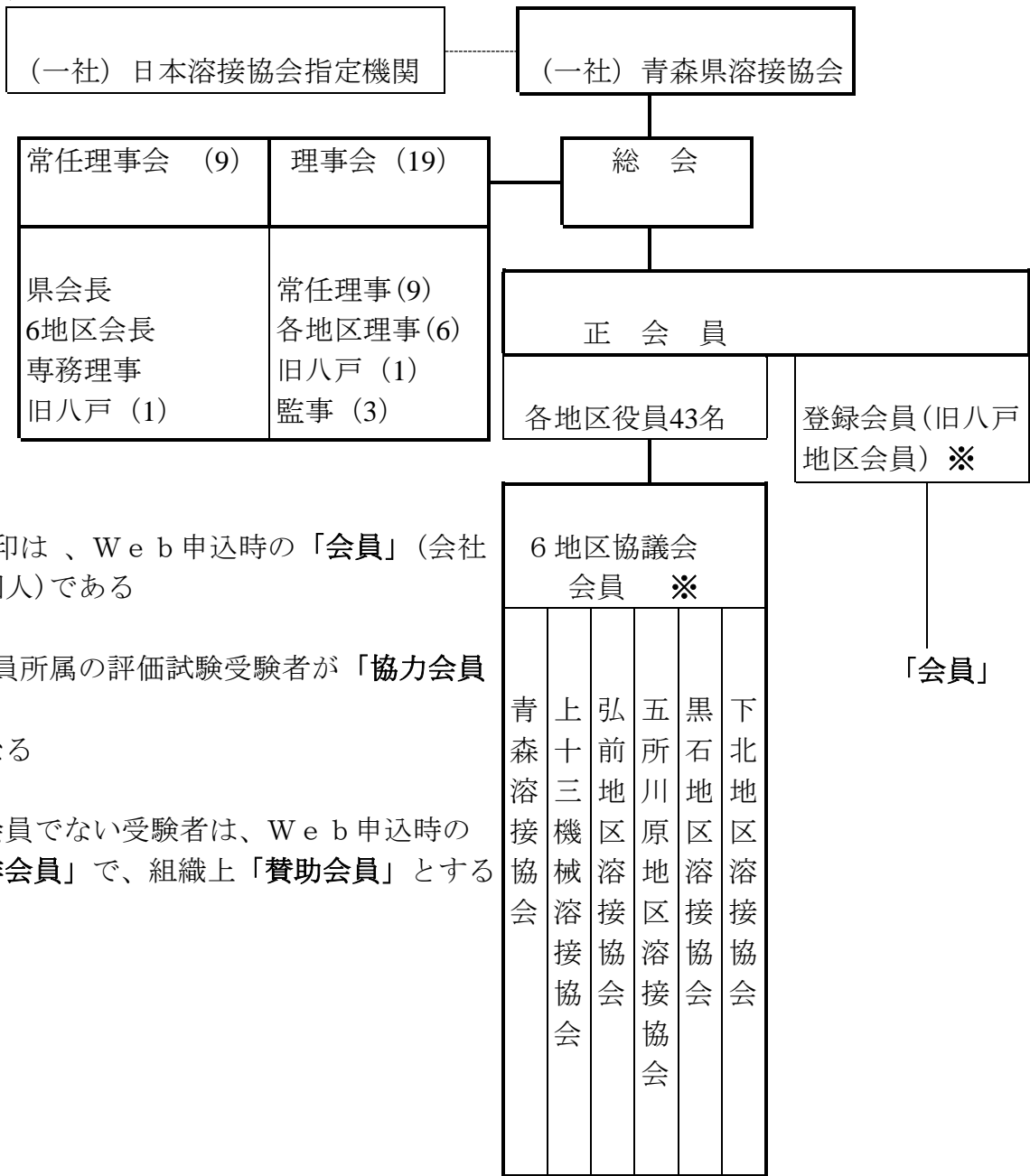
附 則（1～3は略）

4 Web申請に伴い第2条の年会費及び申込手数料を令和4年1月17日改定する。

5 令和4年5月31日第2条1項(1)を会員費に、2項を協力会員費、第3条3項の申込手数料を申込料金に改訂し、新たに会員組織図を表した。

会員組織図

2022. 5. 31



① ※印は、Web申込時の「会員」(会社・個人)である

② 会員所属の評価試験受験者が「協力会員」となる

③ 会員でない受験者は、Web申込時の「非会員」で、組織上「賛助会員」とする

「会員」

理事会承諾	令和 年 月 日	会 長	印
地区確認	令和 年 月 日	地区名	

令和 年 月 日

一般社団法人青森県溶接協会
会 長 小 野 均 殿

住 所

企 業 名

代表者名

印

TEL.

FAX.

加 入 申 込 書

このたび貴協会の定款・規程等を承認し、下記により、貴協会に加入いたしたく申し込みます。

記

I 事業を行う場所

I 事業の種類

I 常時使用する従業員数及び資本総額

人

万円